

本市の空き家等対策事業に協力いただける 不動産事業者を募集します

募集期間
R8/8/3
～8/21
※期日必着

本市には、空き家等に関する様々なご相談が寄せられていますが、その中でも不動産の売買等といった“活用”に関する内容につきましては、行政だけでは解決が難しい場合が多くあります。

そのような問題を解決するためこの度、市が実施する空き家等対策事業に協力いただける不動産事業者を募集いたします。

1. 協力事業の種類・活動期間

- ① 市が実施する空き家等対策事業への協力（市内にある空き家等の活用等に関する相談対応等）
- ② 決定日～2年間程度

2. 応募条件

- ① 市内事業者（法人）であること
- ② 宅地建物取引士が在席していること
- ③ 宅地建物取引業協会または全日本不動産協会に所属していること
- ④ 枚方市税の滞納がないこと
- ⑤ 過去3年間、事業者及び所属する取引士が法令等による違反を受けていないこと
- ⑥ 暴力団等に関係・関与する事業者でないこと

※⑤については消費生活センターへの調査等、枚方市による審査を行います。

※選考結果は選考を通過した事業者のみに通知しますので、予めご了承ください。

3. 必要書類

- ① 応募申込書（市様式）
- ② 法人登記※¹ 及び従業員名簿※²
- ③ 宅地建物取引士証の写し※³
- ④ 所属協会を示すもの
- ⑤ 枚方市税の滞納無証明書※¹

※¹ 3ヶ月以内に取得したもの

※² 氏名・宅地建物取引士証の有無が分かるもの（様式自由）

※³ 従業員名簿で宅地建物取引士証が「有」の方全員のものが必要

4. 募集期間

令和8年8月3日（月）～8月21日（金）

※必要書類を住宅まちづくり課へ提出して下さい
（メール・専用フォームでの応募可）

※期日必着

※決定通知は9月下旬頃予定

応募申込はこちら→
（専用フォームにつながります）



5. その他

質問・応募については、枚方市 住宅まちづくり課まで直接お願いします。

※決定した協力事業者について、決定後に上記2の条件を満たさなくなった場合や不誠実な行為等により本事業の目的に適さないと認められた場合は協力関係を解消します。

↓詳細はこちら(市 HP)



▶問い合わせ・応募書類送付先

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課

枚方市大垣内町2丁目9-15

TEL 072-841-1478 / FAX 072-841-5101

MAIL jumachi@city.hirakata.osaka.jp